

合併協定項目

合併後の行政サービスの調整方針を協議

この合併協定項目とは、上福岡市と大井町の合併後のまちづくりや行政運営、住民サービスなどの条件について、どのような調整方針にするのかをまとめたものです。
主な協定項目の調整方針は次のとおりです。

協定項目21

国民健康保険事業の取扱い

賦課方式、税率、限度額については、新市において統一することとし、それまでは現在の保険税となります。また、高額療養費資金貸付については、上福岡市の例により調整し、人間ドッグ補助、保養施設利用補助については、大井町の例により調整します。

● 国民健康保険事業の取扱い

	種別	上福岡市	大井町
医療保険分 賦課方式 税率	所得割	7.8%	6.9%
	資産割	33.0%	30.5%
	均等割	12,000円	16,900円
	平等割	12,000円	16,200円
	限度額	50万円	52万円
介護保険分 40～64歳 に対して	所得割	0.95%	0.70%
	均等割	10,000円	10,000円
	限度額	7万円	7万円

定項目22

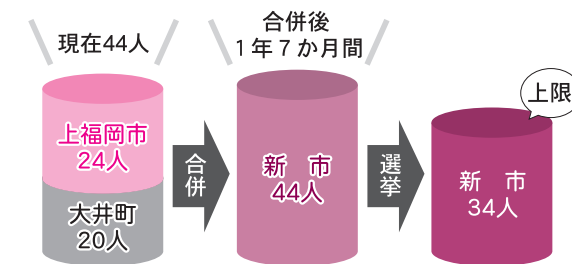
介護保険事業の取扱い

65歳以上の方の保険料は、平成18年度の保険料改定年度に合わせて調整し、それまでは今までの保険料となります。
各種サービスは、今までのとおりとし、サービス利用料も負担増にならないように調整します。

協定項目5

議員の定数及び任期の取扱い

1市1町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで、引き続き新市の議会の議員として在任します。
合併後初めて行う選挙による議員の定数は、地方自治法で定める上限34人以内を合併期日までに決めることになります。



● 地方自治法に定められている議員数

人口	議員法定数
5万人未満	26人
5万人以上10万人未満	30人
10万人以上20万人未満	34人
20万人以上30万人未満	38人
30万人以上50万人未満	46人

● 議員定数の現状

	上福岡市	大井町
法定数	30人	26人
条例定数	24人	21人
現員数	24人	20人
任期	H19.4.30	H19.4.30

協定項目24-①

学校教育事業の取扱い

通学区については、当面今までのとおりとします。児童生徒の変化に応じ、新市において、小中学校の適正規模、適正配置と併せて、通学区の見直しを検討します。(下段図1参照)
また、学校給食は、会計方法、給食費とも上福岡市の例により調整します。

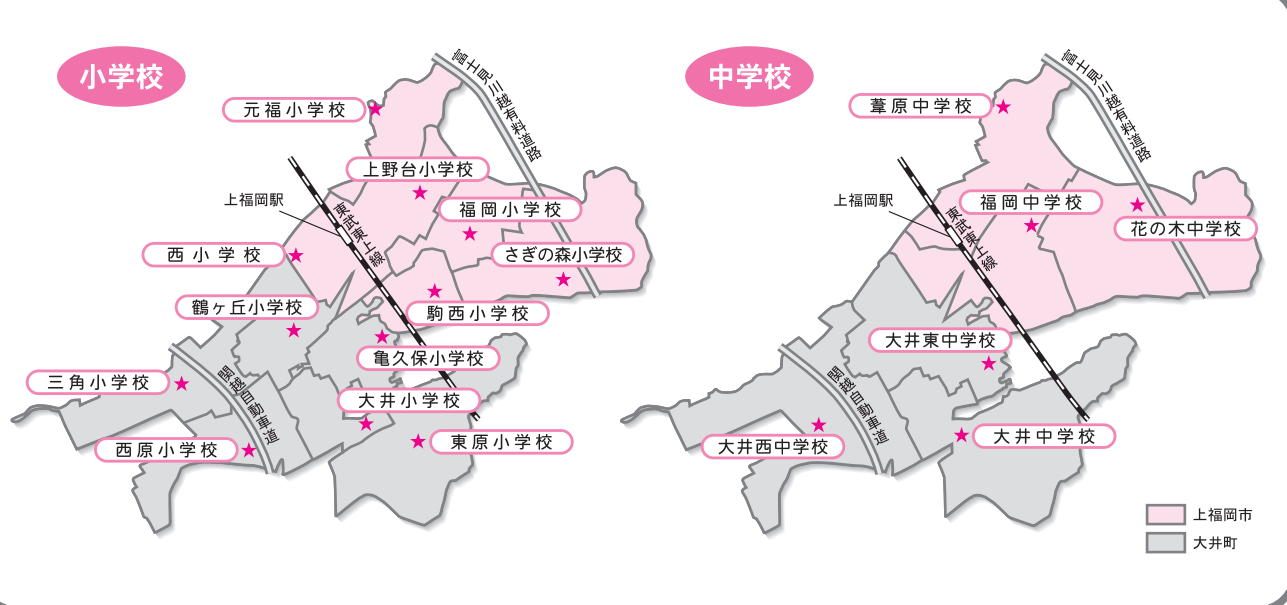
● 学校教育事業の取扱い

	上福岡市	大井町
小学校	学校数	6校
	児童数	2,657人
中学校	学校数	3校
	生徒数	1,235人

学校給食	運営	センター方式 (日4,075食)	センター方式 (日4,517食)
給食費 1食当たり	小学校	228円 月額3,850円	230円 月額3,900円
	中学校	267円 月額4,500円	266円 月額4,500円



● 図1 ● 通学区



協定項目6

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会は合併時に統合し、1市1町の農業委員会の選挙による委員であったものは、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任します。

● 農業委員会の定数の現状

	上福岡市	大井町
定数	16人	15人
選挙委員	10人	10人
任期	H17.7.19	H17.7.19

協定項目15-②

上下水道事業の取扱い

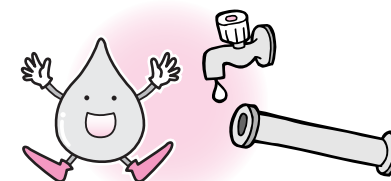
水道料金、下水道使用料は、上福岡市の例により調整します。

● 水道料金の比較：2か月分（税込）

	上福岡市	大井町	新市
口径20mmで 60㎡使用した場合	6,100円	6,657円	6,100円

● 下水道使用料の比較：2か月分（税込）

	上福岡市	大井町	新市
60㎡使用した場合	3,700円	3,759円	3,700円



協定項目24ー②

社会教育事業の取扱い

次のように調整します。

項 目	調 整 方 針
生涯学習計画	新市において新たに策定します。
社会教育施設 社会体育施設 社会体育事業 社会教育事業 指定文化財等	新市に引き継ぎ、業務については当面はこれまでのとおりとします。
公民館運営審議会 図書館協議会 文化財審議会 及び体育指導委員	当面はこれまでのとおりとします。 新市に引き継ぎます。
社会教育委員	新市において新たに設置します。

協定項目25ー③

保健事業の取扱い

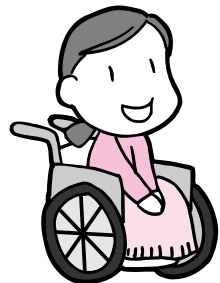
項 目	調 整 方 針
乳幼児医療費助成 ひとり親家庭医療費助成	今までのとおりとします。
成人保健事業 精神保健事業 母子保健事業 予防接種	今までのとおりとします。
保健施設	現行のまま新市に引き継ぎ、新市において整備・運営計画を策定します。
休日急患診療 在宅当番医制度	受託団体と調整の上、現行の内容を基本に新市に引き継ぎます。

協定項目26ー①

障害者福祉事業の取扱い

障害者福祉事業については、次のように調整します。

項 目	調 整 方 針
障害者福祉計画	新市において新たに策定します。
重度心身障害者医療費	県の制度であるため、今までのとおりとします。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過福祉手当	国の制度であるため、今までのとおりとします。
在宅重度心身障害者手当	現行を基準に調整し、合併時に統一します。
障害者施設	現行のまま新市に引継ぎます。
各種障害者支援事業	現行制度を基本として、合併時までに統一します。
障害者の就労支援事業	新市においても引き続き実施します。



協定項目26ー②

高齢者福祉事業の取扱い

高齢者福祉事業については、次のように調整します。

項 目	調 整 方 針
高齢者福祉計画	新市において新たに策定します。
老人福祉施設	現行のまま新市に引き継ぎます。
一人暮らし老人 ねたきり老人 その他老人支援サービス	共通する事業は、継続して実施します。違いがある事業は、合併時に統一します。
敬老祝金 敬老事業	現行制度を基本として、合併時までに統一します。
老人医療費の助成	両市町で大きな差があるため、調整した上で、合併時までに統一します。
高齢者居室整備事業	上福岡市の例により調整します。
生きがいサービス事業	現行サービスを維持する方向で調整します。
次世代育成行動計画	新市において新たに策定します。
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	国・県の制度であるため、今までのとおりとします。
児童クラブ 学童保育室	現行のまま新市に引き継ぎますが、保育料、対象学年、運営等について、調整を図ります。
ひとり親家庭就学支度金	上福岡市の例により調整します。

協定項目26ー③

児童福祉事業の取扱い

児童福祉事業については、次のように調整します。

協定項目26ー④

保育事業の取扱い

保育料は、国の保育料基準表を参考に適正な料金を算出し、新市において統一します。

現 況	上福岡市	大 井 町
保育所 公 立	5 か所	4 か所
保育料 3歳児 1人目	4,490円	4,370円
	19,730円	24,320円
保育料最高額 3歳児1人目	26,360円 (所得税42万円以上)	25,610円 (所得税35万円以上)

●その他の主な項目は次のように調整します。

項 目	調 整 方 針
保育料減免規定	今までのとおりとします。
一時保育及び延長保育	保育時間、保育料等について、新市において調整します。
待機児童	新市において、幼稚園との連携等の検討を行い、改善を図ります。

協定項目26ー⑤

生活保護事業の取扱い

給付については、法律で定められているので、今までのとおりとします。
福祉事務所の新規設置と職員の配置について検討し、調整します。

合併特例法による不均一課税及び特例の状況

市町村の合併の特例に関する法律では地方税に関する特例を定めています。このうち、1市1町の合併に伴い該当となる項目は、地方税の課税免除又は不均一課税と特定市の市街化区域農地の固定資産税及び都市計画税の特例です。

1 不均一課税をできるもの

- 対象税目** 住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、都市計画税、国民健康保険税等となっています。
- 1市1町の合併協定項目で不均一課税に該当する項目は、合併後に調整する国民健康保険税です。
- 効 果** 合併前の課税方法によることができます。
- 特例期間** 合併の日の属する年度及びこれに続く5年度
平成17年度～平成22年度

2 宅地並み課税の特例

- 適用要件は、市町村の合併によって、宅地並み課税の対象外であった農地が、宅地並み課税の対象となる農地となる場合の特例を定めたものです。
- 対 象** 大井町内の市街化区域農地
- 効 果** 固定資産税及び都市計画税について、特例市であっても宅地並み課税とはならず、従前の課税方法となります。
- 特例期間** 合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分
平成18年度～平成22年度

協定結果に基づくサービスと負担状況

- 合併特例法は、地方税法に定められた内容について特例を認めているもので使用料や手数料、保育料など、地方税法に定めのないものについては、条例でその額などが定められています。
- 合併協議会で協議した協定項目のうち、地方税以外の協定項目でサービスと負担に関わる調整内容をまとめると次のとおりです。

■影響がないもの

項 目	内 容
使用料・手数料	証明等に係る事務手数料 各種施設の使用料
保健事業	乳幼児医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成
障害者福祉	重度心身障害者医療費助成 特別障害者手当 障害者福祉手当 経過福祉手当
児童福祉	児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当
生活保護	各種扶助の給付

■当面は現行のとおりなもの

項 目	内 容
児童福祉	児童クラブ、学童保育室
保育事業	保育料
介護保険	1号被保険者保険料

■合併時までに調整するもの

項 目	内 容
高齢者福祉	老人医療費助成
学校教育	学校給食費
上下水道事業	水道料金 下水道使用料